

平成26年6月27日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。

本日の会議におきまして、出席者全員が、2015きのくに和歌山国体和歌山大会の応援ウェアを着用しております。来年度、和歌山県で開催されます、国内最大かつ最高の国民スポーツの祭典であります国民体育大会並びに全国障害者スポーツ大会の機運を盛り上げ、その成功に市議会といたしましても全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆さま方のご協力をよろしく願います。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。市長から、平成26年6月24日付橋総第183号をもって追加議案3件が送付されております。次に、議会運営委員会委員長辻本君から、平成26年6月12日付をもって議案2件が、総務委員会委員長岡君から、平成26年6月20日付をもって議案1件が、議員松浦君ほか6人から、平成26年6月24日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条

の規定により、議長において1番 今城君、14番 辻本君の2人を指名いたします。

この際、当局から発言の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）恐れ入ります。6月17日の、22番 中本議員への一般質問の答弁におきまして、山内幼稚園の説明の中で「園舎部分は山内区へ譲渡しました。」と申し上げましたが、正しくは、「園舎敷地は持ち主である山内区へ返還し、園舎は山内区へ譲与しました。」でございますので、訂正しておわびいたします。大変ご迷惑をかけた。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。

日程第2 議案第9号 工事請負契約の締結について から、日程第4 選第1号 橋本市固定資産評価員の選任について までの3件

○議長（石橋英和君）日程第2 議案第9号 工事請負契約の締結について から、日程第4 選第1号 橋本市固定資産評価員の選任について までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）皆さん、おはようございます。

それでは、本日、追加提案させていただきました議案についてご説明させていただきます。

議案第9号及び議案第10号は、いずれも工

事請負契約の締結についてでございます。

議案第9号は、橋本こども園新築工事に係る制限付一般競争入札を執行しましたところ株式会社ハウスアラメントが落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、応其こども園新築工事に係る制限付一般競争入札を執行しましたところ株式会社森本組が落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

選第1号は、橋本市固定資産評価員の清原雅代が平成26年4月23日をもって辞任しましたので、新たに森川嘉久を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案2件、選1件、計3件についてご説明申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋英和君） 市長の説明が終わりました。

これより、議案第9号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） おはようございます。

一般論として、入札の場合に談合の危険性があるので、防止することが大事なことだと思います。橋本市の今回の入札におきましては、どういう談合防止の配慮をされたかを伺います。

○議長（石橋英和君） 総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君） 談合防止についてのおただしでございますが、本件につきましては、入札参加資格を、橋本市建設工事請負業者等格付要綱第3条に規定する格付対象業者で、平成26年度の格付が建築一式工事にお

いて1等級に格付された特定建設業の許可を受けている者であること。また、格付要綱第3条の規定に定める格付対象業者以外の者にあつては、入札日現在で最新の経営規模等評価結果通知書、総合評価定値の建築一式工事の総合評価値が1,100点以上の者であることとして実施いたしました。

これにつきましては、予定価格が1億5,000万円以上の建築工事でございますので、橋本市建設工事制限付一般競争入札実施要綱によりまして、制限付一般競争入札により実施しましたので、談合を防ぐという意味では市で実施できる入札資格要件の規定で、きちっと対応したと考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） 一般論として、私が先ほど申し上げたような危険があるということなんですけども、市としても特別な配慮はしなくて、一般どこでもやっているような形でやったということ、理解してよろしいですか。

○議長（石橋英和君） 理事。

○理事（吉田長司君） 数年前、従来でしたら指名競争入札が中心でございました。指名競争入札といいますと、指名される方が限られてまして、それは秘密で行うわけでございますけれども、誰が応札に参加するか、もれてしまうような経緯がございましたけれども、現在市で行ってますのが、大きいのは制限付一般競争入札、それと工事希望型ということで、誰が応札するかわからないような形の入札になってございます。特に、制限付一般競争入札になりましたら、経営審査の評定値で何点以上となりますので、今回の1,100点以上でしたら、全国100社程度が参加できることになってございます。

そういうことで、誰が応札してくるかわからないということを最大限の入札制度に、そ

れを中心にやってございますので、以前から比べましたら、指名競争入札が談合ということじゃないんですけども、とにかくわかりにくい状態になってございます。

それと、その中でストライクゾーンというんですか、予定価格と最低制限価格については事前公表しているというような状態でございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）これ、議案9号と10号両方に関係することなんですが、工事期間が契約締結後、平成27年2月15日までということになっておるんですが、これはやっぱりこども園ということなので、来年4月にオープンするということになってきますと、工事が遅れてはならないというのが原則だと思うんです。道路とかそういうものであれば、若干の遅れというのは許されるんですけども、このこども園については、遅れというのは私は許されないのかなと思うんですけども、その辺できちっと対応してもらえるかどうか。当初の予定、契約予定といいますか、それよりも若干ずれておるということ聞いてます当初はもう少し早く入札をして、早く契約をしていきたいと。後の工期の関係もありますのでという予定だったと思うんですが、それが若干ずれてきておるとなれば、工期についてもずれる危険性が、私は大いにあるのではないかなと思うんですけども、その心配について、どのように考えておられるんかという点と、工事が遅延したときのペナルティーというのは、どのように現在考えておられるんか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）お答えします。

一応、工事の期間が両園とも2月の15日と

いうことで、非常にタイトな工期にはなっておるんでございますけども、4月に開園ということになっておりますので、何とでもそれに間に合わせるような形で、現課のほうでは業者とも調整をとりながら、間に合わせるように最大限努力をしていきたいと考えております。

現在のところ、そのペナルティー等については特に考えていないわけでございますけれども、とにかく間違いなく間に合わせるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）一般的な工事を見てますと、結構遅延している部分が目にはつくんです。国道371号の、これは県の事業なんですけども、国道371号なんかでもかなり遅れてきておった。バイパスですね。遅れてきておった。応其小学校ですか、どこかの工事もかなり遅れてきておったということ聞いておるんですけども、やはりきちっと指導した中で、万が一、まあ言えば不慮の事故といいますか、大きな問題が、特別な理由があって遅れる場合を除いて、やはりきちっとペナルティーを課して対応していくというのが行政の筋だと思うんですけども、その辺についてどうですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（柘谷俊介君）ペナルティーについてでございますけども、過去、ペナルティーを課した業者もおりますので、規則等がございます。過去の案件に照らしまして、今回の案件が何らかの処分に該当するということであれば、ペナルティーを課していかなければならないと考えますが、そういうことのないように、こども園でございまして、絶対に期限内にできるというように努力してまいりたいと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。
18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）9号と10号でございますが、非常に安い価格で入札されております。そこで、期限までに材料等の高騰、例えばガソリンの高騰とか、材料も値上がりしてくると。そうなったときに、この入札価格以外にその分の上乗せというんか、その後当然入ってくるであろうと思うんだけど、入るんか入らないのか。

先ほど、辻本議員からも質問ありましたけれども、工事が遅れた原因。設計ミスがあったということをお聞きしておりますが、それに対するペナルティと、それから、その期限がそれによって遅れたんやから、その遅れた分は遅れてもいいんじゃないかというような納期、期限の問題がそこで生じたときに、市としてどんな解決するんかということ、ちゃんと、それはそれで議会の議決を得て期限が決まったんやから、それまでにきちんとやるということであるんか。その遅れた部分、そこでまた業者間とのトラブルがあるんかないんか。そこらちょっと聞いておきたいと思えます。それは設計士のときのミスでしょうだから、そのミスについてはどんなミスやったんですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、1点目の値上がりに関することですが、これにつきましては、契約条項の中のところで、一定の割合を超えた場合については変更対象となっておりますので、その契約条項に基づいた形で、必要に応じて変更していきたいというふうに考えております。

で、今回入札が遅れました理由でございますけれども、当初、両園につきましては5月の8日の日に入札を計画しておりました。4月の14日ですけれども、入札の公告をして、同 17

日より閲覧を開始したところでございますけれども、その間におきまして、市のほうで一部に数量の間違があることを発見いたしました。直ちにほかの間違い等がないかどうかについて検証を開始いたしました。また、同時に、閲覧中ございましたので、業者の方々のほうからも質疑での指摘ございました。

それを受けまして、市のほうでは直ちに検討を開始いたしまして、まず、その入札を続行することで入札の公平性あるいは透明性、それから競争性が確保できるのかどうかということ、それから、その入札中止に伴いまして、工事の遅れでこども園の関係者の方々等への影響が出ないかどうか、また、入札の参加する業者の方々の積算等への損失がないかどうか、そういった点で検討いたしました。

結果といたしまして、まず、一旦は入札を中止し、適正な積算の内容で、できるだけ早い時期に再入札をするのが適当であるというふうに考えたところでございます。

今後につきましては、まず、原因でございますけれども、やはり設計、数量のほうから内訳書、あるいは閲覧図書への転記の時点での入力、あるいは確認のミス等があったかというふうに考えております。ということで、今後につきましては、そういうことの再発を防止するために、対策についても徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

工期のほうでございますけれども、当初は5月の8日入札であったわけでございますけれども、本議会でご承認をいただいておりますので、工期的なところでいきますと当初と変わらないわけでございますけれども、先ほど申し上げましたが、4月の開園というのが絶対条件でございますので、それに間に合うような形で最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいた

します。

○議長（石橋英和君） どうぞご指摘ください。

○18番（井上勝彦君） 業者との、後で、その問題について心配しているわけなんですわ。

その遅れた分を2月の16日、そしたら4月から開園せんなんでしょう。そうなったときにその当時、そのミスがあったんやから、まあそれは遅れてもしゃあないやないかというようなことのないように、やっぱりきちんと、これはもう議会の議決を得た時点から工事着工にかかるんで、それは当初の、その問題については、あとは問題ないということにしてちゃんと話は詰めていってもらわなあかんしここには設計の、入札ですんで落札についてですけども、それは、設計についてはここで触れないですけどもね。まあ一応これ、遅れた、またここへ出てきた、安く今落としておると。平均したらね。そういう中で、やっぱり地元の業者優先というのはもちろんええんですわ。設計についてもそういうミスを起こさないためには、ちゃんとした最低設計工事価格というんか、そんなん決めて、やっぱり安いさかいということになった失敗も出てきかねやんのでね。そういうことはね。

○議長（石橋英和君） 井上議員、答弁もれの部分の指摘のみでお願いいたします。

○18番（井上勝彦君） 2回目やさかいに、それも含めて。

○議長（石橋英和君） 答弁もれを先、じゃあ答弁してもらいましょうか。

○18番（井上勝彦君） 答弁もれ、まず先やってもらおうか。ほんで、そういうことで含めて、もう2回目で、あとやりません。やりませんねけども、そういうことも含めて、やっぱり検討すべきやということで、一応、もう提案だけにしておきますわ。もう答弁は結構です。

○議長（石橋英和君） 答弁もれの部分のみ。

○18番（井上勝彦君） 答弁もれの部分だけはどうしていただけたら。

○議長（石橋英和君） 副市長。

○副市長（森川嘉久君） 工期の件でございますが、議員のほうからご指摘があったわけでございますけども、先ほど建設部長のほうから答弁させていただきましたように、本件につきましては、議会承認を得て本契約という形になるわけでございますが、本契約が済み次第、着工ができるということでございまして、当初からの想定しておいた工期が、設計のいろいろ、ちょっと若干ごたごたがありました、それによって短くなっておるといふ現状では、現在のところはございません。

今後のことはしっかりとやっていかなければならないわけでございますけども、そういうことでございまして、ただ、入札については、確かにちょっとそういうことがございましたので、若干、入札期間から本議会上程させていただくまでの期間を余裕を持って設定をさせていただいておったんですけども若干入札が遅れたというのは事実でございますが、工期に関しましては当初の設計どおりということで考えております。

それから、後半のご指摘のほうは、答弁のほうは、ということでございましたですけども、設計のほうの入札制度につきましては、議員ご指摘のこともございますので、その件に関しましては設計業者のほうからもいろいろご意見をいただいておりますので、今、ちょっと制度をどうしていくかということ、市のほうでも十分検討させていただいておる最中でございますので、ちょっと今年度の制度からというのはなかなか難しいかなとは思いますが、他自治体も含め、いろいろ研究中でございますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（石橋英和君） 20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君） いつもそうなんですけども、この議会の定例会に合わせて行って、いつも期間が少ない。ほんで現場サイドも非常に苦む。何も5月でしたら臨時議会開いていただいて提案していただければ、それだけ一月でも助かるということで、やはり一番苦労するのは現場の監督になってくるので、単なる、もう入札して、この工期で業者とったんやさかいにしゃあないやないかというふうに簡単に思われてては困るので、やはりちゃんとした工期、この金のお金やったら、標準工期といたらもっとあると思うんですわよ。だから、それに合わせた中で、いつでも臨時議会を開いていただいて、すぐ建物に着工するとかということは、全然考えてなかったんですか。そこらあたりお聞きします。

○議長（石橋英和君） 副市長。

○副市長（森川嘉久君） 議員ご指摘のとおり、その工期の問題でということになりますと、臨時議会の設定もする場合もございます。過去にも、変更契約等で若干臨時議会をお願いした件もございまして、そういうこともする必要のある場合はさせていただくということでございますけども、今回は十分間に合うかどうかということについては、ちょっと先ほど標準工期の件も言われましたですけどもそこまでのご回答はちょっとさせていただきませんけども、とりあえず間に合う工期で当初から計画はさせていただいております。

○議長（石橋英和君） 20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君） 再度1点だけ確認です。やはり、すぐ4月で、もし入札かけられるものがあつたら、議会もんで、やっぱり早くかけていただいて、臨時議会を開いていただくというような方針で、今後も当局としたら進んでいただきたいと。それに対して、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君） 総務部長。

○総務部長（栞谷俊介君） 今までの保育園とかこども園の前例に従いまして6月議会ですかせていただいたんですけども、大変いいご提案をいただきましたので、そちらのほうで、できたら臨時議会を開かせていただいてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。
7番 中西君。

○7番（中西峰雄君） 確認をお願いしたいと思います。総務部長のご説明と理事のご説明の中で、制限付一般競争入札で行ったというふうに説明いただきました。その中で、この入札参加業者は市内業者だけ参加されているわけですけども、理事のご説明の中では、全国100社ほどが対象になるというようなご説明いただきましたけども、これは市内業者という制限はつけなかったということで解釈させていただいてよろしいですか。

○議長（石橋英和君） 理事。

○理事（吉田長司君） この制限付入札ですけども、この条件といいますのが、市内業者一部、一部は特定持つるそれなりの業者ということで、7社か8社ぐらいが対象になってまして、それと市外につきましては1,100点以上ということで、上は超一流から1,100点までということで、100社が対象になってございます。ということになっておりますのでたまたま市外業者が応札してこなかったということだけです。

以上です。

○議長（石橋英和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略

いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

で、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、選第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第1号 橋本市固定資産評価員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。